

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条の規定に基づき、江田島市から発生する一般廃棄物の処理実施計画を次のとおり定める。

1 処理する一般廃棄物の種類

固形状一般廃棄物及び液状一般廃棄物とする。

2 処理区域

江田島市全域とする。

(1) 行政区域内人口	22,378人
(2) 固形状一般廃棄物	
ア 計画処理区域内人口	22,378人
イ 計画収集人口	22,378人
(3) 液状一般廃棄物	
ア 計画処理区域内人口	22,378人
イ 計画収集人口	6,023人
ウ 公共下水道人口	10,145人
エ 農業集落排水人口	1,956人
オ 浄化槽人口	4,254人
カ 自家処理人口	0人

※ 令和3年2月1日現在(外国人を含む。)

3 収集する一般廃棄物の種類（分別）

(1) 一般家庭から排出された固形状一般廃棄物の収集は、次のとおりとする。

ア 燃えるごみ

台所の生ごみ、皮革製品、再生できない紙類、木くず、廃プラスチック類等

イ 燃えないごみ

ガラス、灰類、陶磁器類等

ウ 燃える粗大ごみ

家具類、寝具類等の燃える大型ごみ

エ 燃えない粗大ごみ

金属製品類（金属製品は小さくても燃えない粗大ごみ）

（特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号。以下「家電リサイクル法」という。）対象品を除く。）

オ 資源ごみ（びん・缶）

再生利用可能なもの

カ ペットボトル

ペット1表示のあるもの

キ 古紙類（新聞・雑紙・段ボール）

新聞，雑誌，段ボール，牛乳パック等再生利用可能なもの

ク 布類

古着，布等再生利用可能なもの

ケ 有害・危険ごみ

水銀含有物質，刃物類，爆発性ガス等を含むため処理を区分して行うもの

- (2) 一般家庭及び事業所から排出された液状一般廃棄物の収集は，し尿及び浄化槽汚泥とする。

#### 4 直接搬入ごみ

事業活動に伴って固形状一般廃棄物を排出する場合又はその他の理由により一時的に多量の固形状一般廃棄物を排出する場合の収集・運搬は，当該排出者自らが行うか，又は江田島市が許可した固形状一般廃棄物処理業者へ依頼し，江田島市リレーセンター又は江田島市環境センターへ直接搬入し，適正処理を行うものとする。

#### 5 一般廃棄物処理業の許可の取扱い

##### (1) 固形状一般廃棄物に係る収集運搬業の許可

直接搬入を行うごみ量に対し，現状の体制で収集運搬が困難となっていないため，既存の一般廃棄物収集運搬業者に対しては，従来の許可内容で引き続き許可を行うこととし，原則として新規の許可を行わないものとする。ただし，広島県と契約締結した道路維持修繕（路面清掃）又は砂防河川緊急対応業務に係る一般廃棄物の収集運搬及び家電小売店の委託を請けて行う特定家庭用機器を含む家電製品のみ的一般廃棄物の収集運搬については，条件付許可を行うものとする。

##### (2) 液状一般廃棄物に係る収集運搬業の許可

し尿及び浄化槽汚泥は，現状の体制で収集運搬が困難となっていないため，既存の一般廃棄物収集運搬業者に対しては，従来の許可内容で引き続き許可を行うこととし，原則として新規の許可を行わないものとする。

(3) 一般廃棄物処分量の許可

現行の処理体制で適正処理がなされているため、原則として新規の許可を行わないものとする。

《許可業者は、次のとおりとする。》

【有限会社 江能環境整備】

代表取締役 土 井 啓 嗣

本社所在地 江田島市大柿町大原2183番地1

電 話 (0823) 57-3998

※ 備考 固形状・液状一般廃棄物の収集運搬及び浄化槽汚泥の清掃

【株式会社 ヒロセイ環境】

代表取締役 間 直 樹

本社所在地 江田島市江田島町秋月三丁目15番15号

電 話 (0823) 42-0631

※ 備考 固形状・液状一般廃棄物の収集運搬及び浄化槽汚泥の清掃

【能美衛生有限会社】

代表取締役 山 崎 美 和

本社所在地 江田島市能美町鹿川2543番地1

電 話 (0823) 45-2242

※ 備考 固形状・液状一般廃棄物の収集運搬及び浄化槽汚泥の清掃

【株式会社 スナダ】

代表取締役 砂 田 恭 延

本社所在地 東広島市志和町七条椀坂10488番地160

電 話 (0824) 33-6110

※ 備考 固形状一般廃棄物のうち、FRP製廃船の収集運搬

【有限会社 江能商事】

取 締 役 岩 本 真 継

本社所在地 江田島市大柿町飛渡瀬2107番地5

電 話 (0823) 57-4216

※ 備考 固形状一般廃棄物の収集運搬

【久保河内 勇】

代 表 者 久 保 河 内 勇  
所 在 地 江田島市沖美町高祖59番地 3  
電 話 (0823) 47-1184  
※ 備考 固形状一般廃棄物の収集運搬

【能美運輸株式会社】

代表取締役 山 本 修  
本社所在地 江田島市能美町鹿川3071番地 4  
電 話 (0823) 45-2153  
※ 備考 固形状一般廃棄物の収集運搬

【株式会社 オガワエコノス】

代表取締役 小 川 勲  
本社所在地 府中市高木町502番地の10  
電 話 (0847) 45-2998  
※ 備考 固形状一般廃棄物の収集運搬

【呉市衛生興業株式会社】

代表取締役 浜 下 浩 文  
本社所在地 呉市広多賀谷二丁目 4 番11号  
電 話 (0823) 72-3443  
※ 備考 固形状一般廃棄物の収集運搬

【株式会社 M・K・S】

代表取締役 久 保 敬 子  
本社所在地 江田島市大柿町大原5345番地 1  
電 話 (0823) 57-0202  
※ 備考 固形状一般廃棄物の収集運搬

【公益社団法人 江田島市シルバー人材センター】

理 事 長 瀬 戸 本 三 郎  
本所所在地 江田島市江田島町中央一丁目15番15号  
電 話 (0823) 42-5211  
※ 備考 固形状一般廃棄物の収集運搬

【菅田 尚嗣】

代 表 者 菅 田 尚 嗣

所 在 地 呉市上畑町7番32号

電 話 090-4107-6639

※ 備考 固形状一般廃棄物のうち、特定家庭用機器を含む家電製品の収集運搬

【テクノ物流（屋号）】

代 表 者 杉 森 俊 裕

所 在 地 呉市狩留賀町13番7号

電 話 090-6433-2233

※ 備考 固形状一般廃棄物のうち、特定家庭用機器を含む家電製品の収集運搬

## 6 一般廃棄物の排出状況

計画処理区域内の一般廃棄物の排出量の見込みは、次のとおりとする。

(1) 燃えるごみ	4,841 t/年
(2) 燃えないごみ	160 t/年
(3) 燃える粗大ごみ	321 t/年
(4) 燃えない粗大ごみ	232 t/年
(5) 資源ごみ (びん・缶)	282 t/年
(6) ペットボトル	29 t/年
(7) 古紙類 (新聞・雑紙・段ボール)	447 t/年
(8) 布類	27 t/年
(9) 有害・危険ごみ (乾電池・蛍光管)	10 t/年
(10) 有害・危険ごみ (スプレー缶)	5 t/年
(11) 直接搬入ごみ	3,011 t/年
ア 燃えるごみ	1,481 t/年
イ 燃えないごみ	501 t/年
ウ 燃える粗大ごみ	844 t/年
エ 燃えない粗大ごみ	38 t/年
オ 資源ごみ (びん・缶)	33 t/年
カ ペットボトル	4 t/年
キ 古紙類 (新聞・雑紙・段ボール)	102 t/年
ク 布類	8 t/年
(12) し尿	4,428 kl/年
(13) 浄化槽汚泥	3,794 kl/年
(14) 農業集落排水汚泥	1,154 kl/年

## 7 一般廃棄物の処理主体

区 分		収 集 ・ 運 搬	中 間 処 理	最 終 処 分
燃えるごみ	(家庭系)	委託 (4社) 4,841 t/年	圧縮梱包 (江田島市) ※呉市焼却場へ運搬 6,322 t/年	焼却処分 (呉市委託) 6,322 t/年
	(事業系)	許可 (10社) 1,481 t/年		
燃えないごみ	(家庭系)	委託 (4社) 160 t/年		埋立処分 (江田島市) 661 t/年
	(事業系)	許可 (10社) 501 t/年		

燃える粗大ごみ 燃えない粗大ごみ	(家庭系) (事業系)	委託 (4社) 553 t/年 許可 (14社) 882 t/年	破碎・選別 (江田島市) 1,379 t/年 圧縮梱包 (江田島市) 3 t/年 選別 (江田島市) 53 t/年	残渣埋立処分 (江田島市) 35 t/年 残渣焼却処分 (呉市委託) 1,165 t/年 再資源化 (民間委託) 235 t/年
資源ごみ (びん・缶)	(家庭系) (事業系)	委託 (4社) 282 t/年 許可 (10社) 33 t/年	選別・圧縮 (江田島市) 315 t/年	残渣埋立処分 (江田島市) 39 t/年 残渣焼却 (呉市委託) 1 t/年 再資源化 (民間委託) 275 t/年
ペットボトル	(家庭系) (事業系)	委託 (4社) 29 t/年 許可 (10社) 4 t/年	選別・圧縮梱包 (江田島市) 33 t/年	残渣焼却処分 (呉市委託) 0 t/年 再資源化 (民間委託) 33 t/年
古紙類 (新聞・雑紙・ 段ボール)	(家庭系) (事業系)	集団回収 447 t/年 許可 (10社) 102 t/年	再資源化 (民間委託)	549 t/年
布類	(家庭系) (事業系)	集団回収 27 t/年 許可 (10社) 8 t/年	再生 (民間委託)	35 t/年
有害・危険ごみ (乾電池・蛍光灯)		委託 (4社) 10 t/年	再資源化 (民間委託)	10 t/年
有害・危険ごみ (スプレー缶)		委託 (4社) 5 t/年	選別・圧縮 (江田島市) 5 t/年	再資源化 (民間委託) 5 t/年
し尿		許可 (3社) 4,428 kl/年	脱水・下水道投入 (江田島市) 8,222 kl/年	助燃材として使用 (呉市委託) ※呉市焼却場で使用 227 t/年
浄化槽汚泥		許可 (3社) 3,794 kl/年	助燃材化 (江田島市) 227 t/年	
農業集落排水汚泥			脱水処理 (民間委託) 1,154 kl/年	堆肥化等 (民間委託) 111 t/年

家電リサイクル法の対象機器は、家電小売店又は一般廃棄物収集運搬業者に引取りを依頼するか、又は家電リサイクル法の規定による指定引取場所に自ら搬入するものとする。

災害及び事業活動により排出される処理困難な物は、民間委託により処理するものとする。

## 8 処理計画

### (1) 収集運搬計画

#### ア 収集方法及び収集回数

(ア) 固形状一般廃棄物については9分別とし、市の指定場所（ステーション）からの収集とする。また、ごみの収集日程は、次表のとおりとする。

		月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
燃えるごみ	江田島地区	江南・秋月・切串 幸ノ浦・大須・術校	中央・鷺部・小用 津久茂・宮ノ原		江南・秋月・切串 幸ノ浦・大須・術校	中央・鷺部・小用 津久茂・宮ノ原
	能美地区	全地区			全地区	
	沖美地区	全地区				全地区
	大柿地区	大君・柿浦 飛渡瀬	深江・小古江 大原		大君・飛渡瀬	深江・小古江 大原・柿浦
燃えないごみ	江田島地区	中央・鷺部 (第3)	江南・幸ノ浦・大須 (第3)	秋月・小用・切串 術校(第3)	津久茂・宮ノ原 (第3)	
	能美地区			全地区(第4)		
	沖美地区				全地区(第1)	
	大柿地区			全地区(第2)		
燃える粗大ごみ	江田島地区	中央・鷺部 (第2・4)	江南・幸ノ浦・大須 (第2・4)	秋月・小用・切串 術校(第2・4)	津久茂・宮ノ原 (第2・4)	
	能美地区			全地区(第3)		
	沖美地区				全地区(第2)	
	大柿地区	大原(第2)	大君(第3) 柿浦(第4)	深江・小古江 (第1)		飛渡瀬(第3)
燃えない粗大ごみ	江田島地区	中央・鷺部 (第2・4)	江南・幸ノ浦・大須 (第2・4)	秋月・小用・切串 術校(第2・4)	津久茂・宮ノ原 (第2・4)	
	能美地区			全地区(第3)		
	沖美地区				全地区(第4)	
	大柿地区	大原(第2)	大君(第3) 柿浦(第4)	深江・小古江 (第1)		飛渡瀬(第3)



資源 ごみ (びん・缶)	江田島地区	津久茂・宮ノ原		中央	鷲部・小用	江南・秋月・切串 幸ノ浦・大須・術校
	能美地区					全地区
	沖美地区			全地区 (第1・3・4)		
	大柿地区		深江・小古江・大原		大君・柿浦 飛渡瀬	
ペ ツ ト ボ ト ル	江田島地区		江南・幸ノ浦・大須 秋月・切串・術校 (第1・3)			中央・鷲部・津久茂 宮ノ原・小用 (第1・3)
	能美地区			全地区 (第2・4)		
	沖美地区		全地区 (第2・4)			
	大柿地区		全地区(第1)	全地区(第3)		
古 紙 類	江田島地区	毎月 第3日曜日				
	能美地区	毎月 第1水曜日				
	沖美地区		新聞 (第1)	雑紙 ダンボール (第2)		
	大柿地区	毎月 第2水曜日				
布 類	江田島地区	毎月 第3日曜日				
	能美地区	毎月 第2水曜日				
	沖美地区	毎月 第1火曜日				
	大柿地区	毎月 第2水曜日				
有 害 ・ 危 険 ご み	江田島地区	中央・鷲部 (第2・4)	江南・幸ノ浦・大須 (第2・4)	秋月・小用・切串 術校(第2・4)	津久茂・宮ノ原 (第2・4)	
	能美地区			全地区(第4)		
	沖美地区				全地区(第3)	
	大柿地区			全地区(第4)		

(イ) し尿及び浄化槽汚泥は、各戸からの収集とする。

a し尿の収集及び運搬は、業務の効率化を図るため、市内全域を次のとおり地区割をして行うものとする。

業者 区分	業者名 電話番号	(株)ヒロセイ環境 Tel 4 2 - 0 6 3 1	(有)江能環境整備 Tel 5 7 - 3 9 9 8	能美衛生(有) Tel 4 5 - 2 2 4 2
江田島地区	中央・鷺部 切串(1・2・3丁目) 秋月(2・3丁目)		江南・小用・津久茂 宮ノ原・大須・幸ノ浦 切串(4・5丁目) 秋月(1・4丁目)	
能美地区				全地区
沖美地区				全地区
大柿地区			飛渡瀬・柿浦・大君 大原地区の県道柿浦～ 深江線南側	深江・小古江の全域 大原地区の 県道柿浦～深江線北側 沖野島

b 浄化槽汚泥の清掃及び収集・運搬は、市内全域を a の区割により、次の業者により行うものとする(江田島地区については全域)。

**【株式会社 ヒロセイ環境】**

代表取締役 間 直 樹  
本社所在地 江田島市江田島町秋月三丁目15番15号  
電 話 (0823) 42-0631

**【有限会社 江能環境整備】**

代表取締役 土 井 啓 嗣  
本社所在地 江田島市大柿町大原2183番地1  
電 話 (0823) 57-3998

**【能美衛生有限会社】**

代表取締役 山 崎 美 和  
本社所在地 江田島市能美町鹿川2543番地1  
電 話 (0823) 45-2242

## イ 排出容器等

排出者は、次のとおり排出容器等を使用して収集に支障が生じないようにするものとする。

- (ア) 燃えるごみ……………市指定のごみ袋
- (イ) 燃えないごみ……………ポリ袋又はビニール袋
- (ウ) 燃える粗大ごみ……………整理してひもで固縛する
- (エ) 燃えない粗大ごみ……………小さなものは透明又は半透明の袋
- (オ) 資源ごみ(びん・缶)……………備付けの籠(能美地区は指定袋)
- (カ) ペットボトル……………備付けの網袋
- (キ) 古紙類(新聞・雑紙・段ボール)…ひもで十字に固縛する
- (ク) 布類……………透明又は半透明の袋(指定袋可)
- (ケ) 有害・危険ごみ……………ポリ袋, ビニール袋又は紙袋

(品目ごとに袋に入れ, 有害・危険ごみと記入する。)

## ウ 小型家電のリサイクル

- (ア) 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(平成24年法律第57号。以下「小型家電リサイクル法」という。)対象品については, 本庁及び市民センターに設置した専用の回収ボックス(投入口約45cm×20cm)を利用するか, 又は燃える粗大ごみとして排出するものとする。
- (イ) 小型家電リサイクル法対象品の携帯電話, パーソナルコンピュータ等の個人情報を含むものについてはデータを必ず消去してから排出すること。
- (ウ) 小型家電リサイクル法対象品については, 粗大ごみ処理施設で選別・保管し, 小型家電リサイクル法第10条第3項の認定を受けた認定事業者へ引き渡し, 再資源化を行うものとする。

## エ し尿・浄化槽汚泥の助燃材化

- (ア) し尿・浄化槽汚泥は, 脱水機で固液分離し, 固形物は, 含水率70%以下にして助燃材化を行い, 液体は, 下水道へ放流するものとする。
- (イ) 助燃材化した固形物は, 江田島市リレーセンターへ搬出し, 呉市一般廃棄物焼却施設で活用するものとする。

(2) 中間処理計画

ア ごみ処理施設

施設名 江田島市リレーセンター  
所在地 江田島市江田島町鷺部四丁目1番13号  
処理方式 圧縮詰め込み設備（コンパクトコンテナ方式）  
処理能力 45 t / 日

イ し尿処理施設

施設名 江田島市前処理センター  
所在地 江田島市能美町鹿川5241番地  
処理方式 下水道投入方式（凝集・脱水・希釈）  
処理能力 34.7 m<sup>3</sup> / 日

ウ 粗大ごみ処理施設

施設名 江田島市環境センター  
所在地 江田島市沖美町岡大王10718番地1  
処理能力 15 t / 5 h（粗大ごみ8 t / 5 h・資源ごみ7 t / 5 h）

エ ペットボトル減容化施設

施設名 江田島市環境センター（ペットボトル減容化施設）  
所在地 江田島市沖美町岡大王10718番地1  
処理能力 350 kg / 5 h

(3) 最終処分計画

埋立処分地施設（Ⅱ期）

施設名 江田島市環境センター  
所在地 江田島市沖美町岡大王10718番地1

総面積	39,196 m <sup>2</sup>
埋立地面積	15,700 m <sup>2</sup>
埋立容量	93,000 m <sup>3</sup>
残余容量	19,187 m <sup>3</sup>
浸出水処理設備	90 m <sup>3</sup> / 日
水処理方式	生物処理，凝集沈殿，砂ろ過，活性炭